

第3期久米南町地域福祉計画 久米南町地域福祉活動計画



令和3年3月

久 米 南 町

久米南町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	3
3 地域福祉とは	3
4 計画の位置づけ	4
5 法的根拠	5
6 計画の期間	7
7 計画策定の方法	8
第2章 町を取り巻く地域福祉の現状	9
1 統計データから見る町の現状	9
2 アンケート調査結果に見る町の現状	12
3 地域福祉推進会議に見る町の現状	20
第3章 計画の基本的考え方	22
1 基本理念	22
2 施策の体系	23
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	24
計画の柱【その1】 安心して暮らせる仕組みづくり	24
計画の柱【その2】 人と人とのつながりのある地域づくり	30
計画の柱【その3】 活力ある地域づくり	35
【その4】 その他の活動	38
第5章 久米南町成年後見制度利用促進基本計画	41
1 計画策定の背景と目的	41
2 成年後見制度利用に関する現状	42
3 成年後見制度利用促進にあたっての課題	43
4 計画策定によりめざす姿	44
第6章 久米南町再犯防止推進計画	48
1 現状と課題	48
2 地方再犯防止推進計画の策定	48
3 再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況	49
4 関係団体等との連携	51

5	施策の方向性	52
6	今後の取り組み	52
第7章	計画の推進にむけて	55
1	計画の周知	55
2	連携・協働による地域福祉の推進	55
3	計画の進行管理	55
資料編		56
1	久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	56
2	計画策定経過	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 少子高齢化・人口減少の進行

わが国では、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。

久米南町（以下、「本町」という。）においても令和3年1月末現在、総人口における65歳以上の占める割合である高齢化率は45.0%、また、0～14歳の割合は8.1%となっており、少子高齢化が進んでいます。今後も高齢化がさらに進行する見込みとなっています。

(2) 地域の支援ニーズの複雑化・複合化

近年、ひとつの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全員が孤立している状態のように、従来の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題が増加し、十分な対応ができていない状況が増えています。

これまで、高齢者や障害者、子どもなど対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取り組みを充実させてきましたが、上記のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われない支援が求められています。

(3) 地域共生社会の実現

国は、高齢者や障害者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。「地域共生社会」とは社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりに暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

(4)成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、認知症高齢者等の増加が見込まれていること、また、知的障害者、その他の精神上の障害があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

(5)再犯の防止等の推進に関する法律の施行

我が国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

(6)様々な感染症や自然災害への対応

令和元年末頃より、新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために、人と人との距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的孤立や、高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について、再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを絶やさないようにするためにも、オンライン等の活用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

2 計画策定の目的

本町では、これまでの取り組みに加え、高齢者や障害者、子どもという対象によらない、「地域」を中心に「支え合い」「助け合い」ながら、福祉課題に対応するための計画として、「第3期久米南町地域福祉計画」「第3期久米南町地域福祉活動計画」を策定します。

また、本計画は、国の動向を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を包含するものとします。

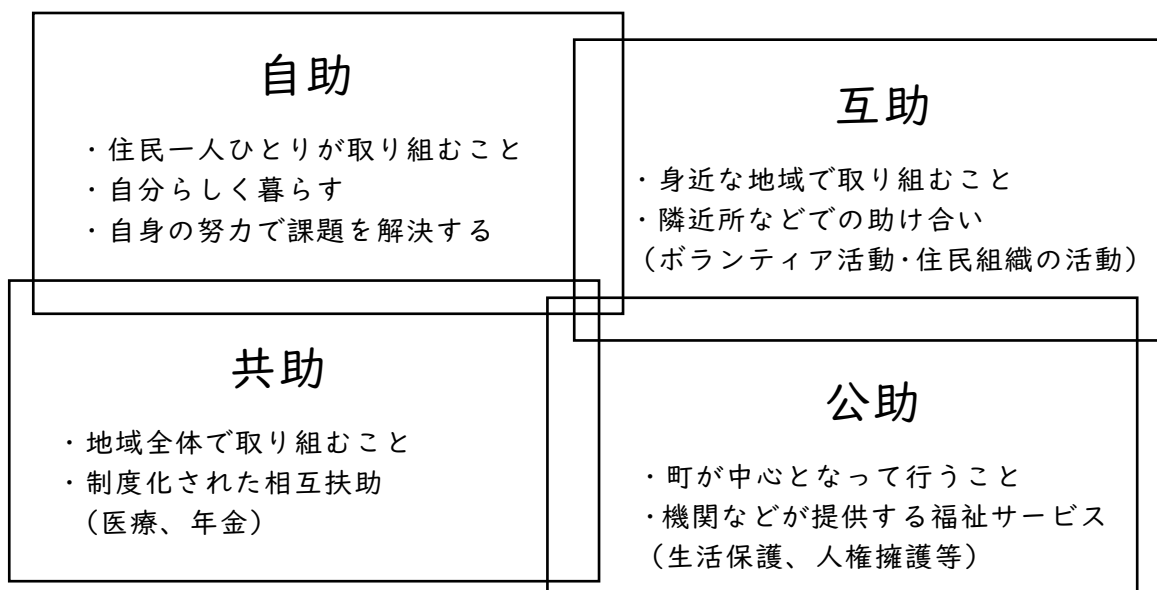
3 地域福祉とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支え合いながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組のことをいいます。

地域で安心して生活していくためには、地域に住む人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

様々な生活課題について、住民一人ひとりの力（自助）、近隣での助け合い（互助）、住民組織やボランティア活動、社会保障制度（共助）、公的な制度による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

《自助・互助・共助・公助の位置づけ》

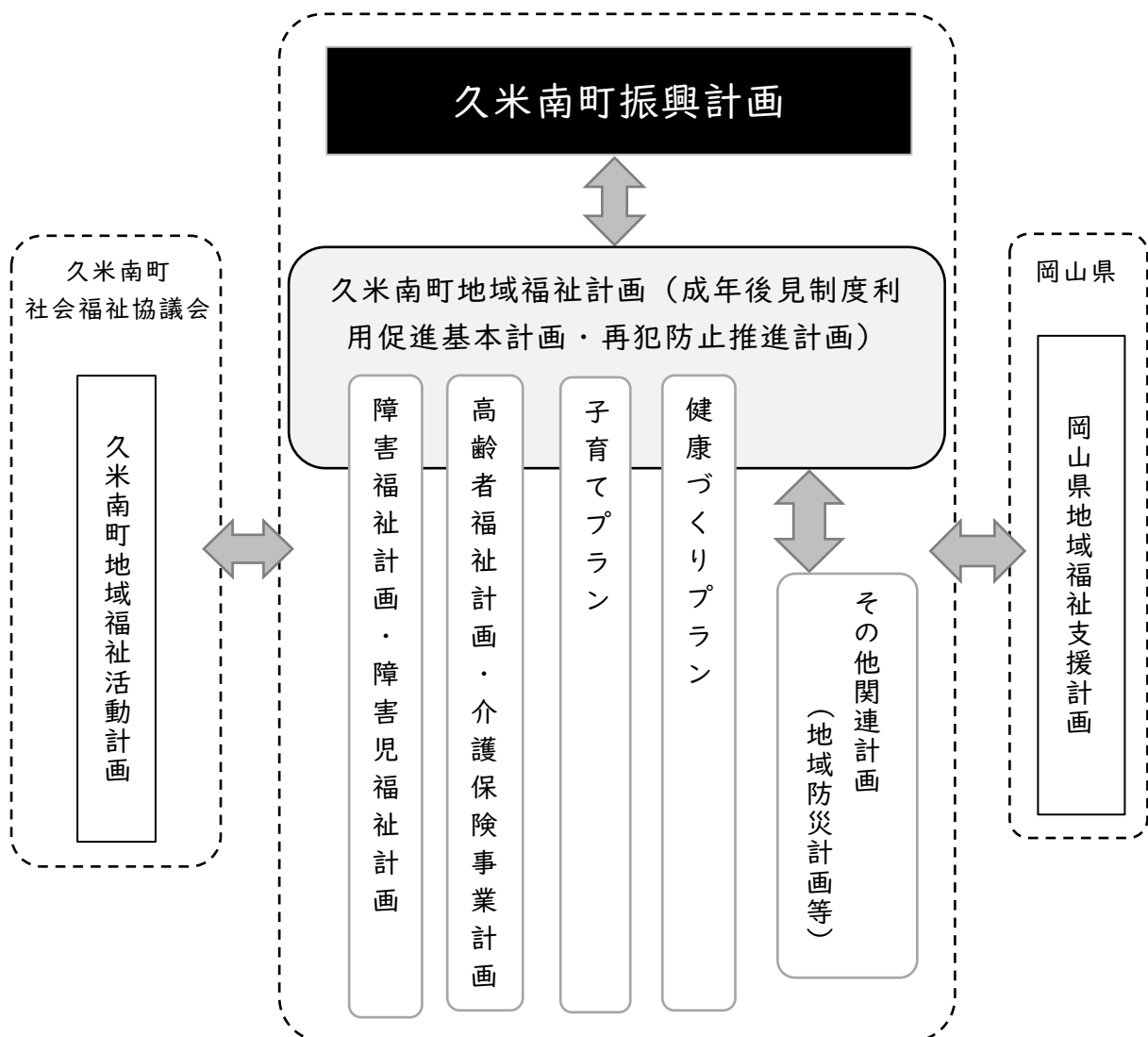


4 計画の位置づけ

久米南町地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、本町における地域福祉推進の基本的指針を定めるものです。町の最上位計画である、第5次久米南町振興計画（令和3年度まで）を基盤としながら、高齢者、障害者、子ども、その他の保健・福祉の計画との整合性を保つほか、まちづくりの計画、防災の計画など保健・福祉分野以外の計画とも連携を図り、町民が支え合い、共に生きる地域社会（地域共生社会）を構築していくための計画とします。

また、久米南町地域福祉活動計画は、社会福祉法人久米南町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画です。

町と社協では、この2つの計画が互いに地域福祉の推進に資するという目的が同じであることから、第3期の計画においても基本理念や計画期間を統一し、相互に補完し合いながら計画を推進していきます。



5 法的根拠

(1)地域福祉計画

地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法（抜粋）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

(2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。社会福祉法第109条において、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされていることから、「地域福祉活動計画」は、市町村が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係団体等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。

社会福祉法（抜粋）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては・・・（中略）指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する者とする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)成年後見制度利用促進事業計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条の規定に基づき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を審査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関をおくよう努めるものとする。

(4)地方再犯防止推進計画

再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画であり、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

再犯防止推進法（抜粋）

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

なお、計画期間の最終年度である令和7（2025）年度に次期計画の策定を行います。

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
久米南町振興計画	第5次	第6次								
久米南町地域福祉計画・ 久米南町地域福祉活動計 画	第3期					第4期				
久米南町高齢者福祉計 画・介護保険事業計画	第8期			第9期						
久米南町障害福祉計画・ 久米南町障害児福祉計画	第6期 障害福祉			第7期						
	第2期 障害児福祉			第3期						
久米南町子育てプラン	第2次				第3次					
久米南町健康づくりプラン	第2次（後期）					第3次				

7 計画策定の方法

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

住民組織の代表者、福祉団体等の代表者、社会福祉施設の代表者で構成される「久米南町地域福祉計画策定委員会」及び「久米南町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

(2) 地域福祉推進会議

住民が普段の暮らしの中で感じていることや、地域での課題について、解決策や方向性などのアイデアや意見を伺うため、住民組織や福祉団体等の役員に参加いただき、座談会を開催しました。

(3) アンケート調査の実施

地域福祉に係る住民ニーズ等を把握するために、アンケート調査を行いました。

【調査の実施概要】

	地域福祉計画に係る住民意識アンケート調査
調査対象者	・ 65歳以上高齢者 120人 ・ 独居高齢者 48人 ・ ボランティア団体30人 久米南町ふれあいの会 20人 久米南町生活支援サポーター 10人 ・ 障害のある方 20人 ・ 子育て世代の方 82人
調査方法	・ 配布・回収は各種団体や関係機関を通して実施 ・ 障害のある方のみ郵送方式
調査時期	令和2年8月～10月
調査対象地区	町内全域
調査票配布数	300
回収票数	269
回収率	89.7%

(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和3年3月4日（木）から令和3年3月25日（木）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

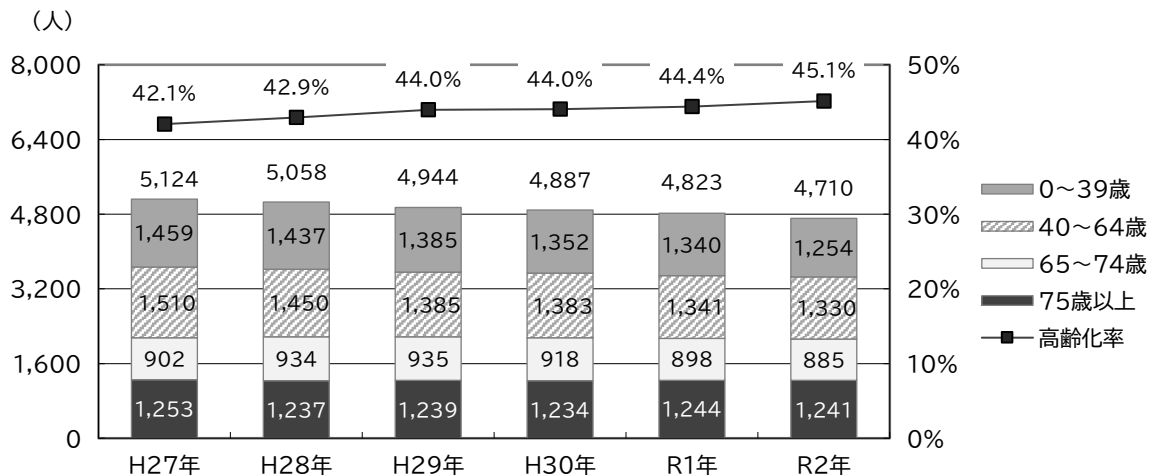
第2章 町を取り巻く地域福祉の現状

1 統計データから見る町の現状

(1) 人口・世帯の推移

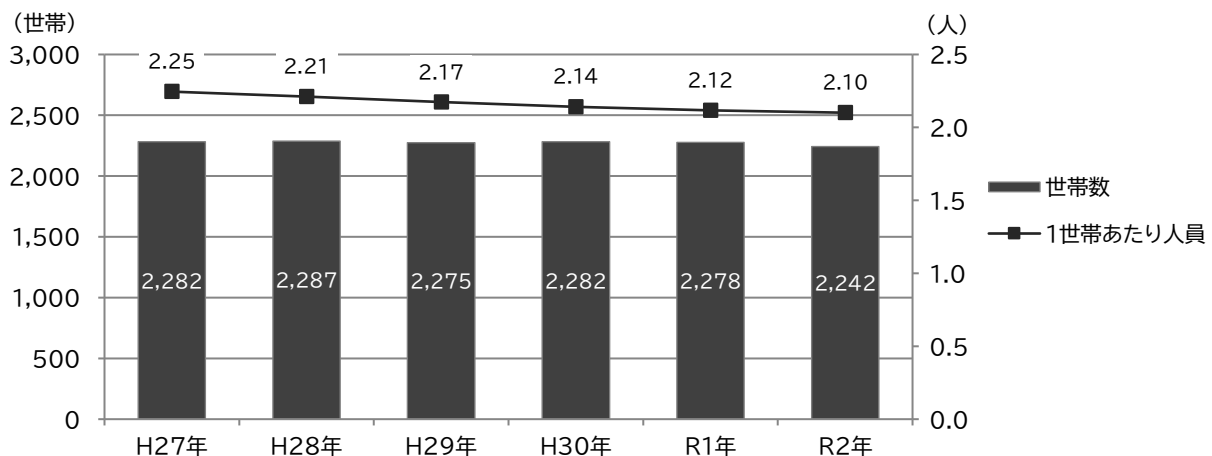
本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年10月1日現在4,710人（5年前の平成27年に対して414人の減少）となっています。総人口が減少する中、高齢化率は上昇しています。世帯数は、令和2年10月1日現在で2,242世帯となっており、概ね横ばいで推移しています。1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27年の2.25人から令和2年には2.10人となっており、核家族化やひとり暮らしの増加がうかがえます。

○総人口等の推移



※住民基本台帳（各年10月1日現在）

○世帯の推移

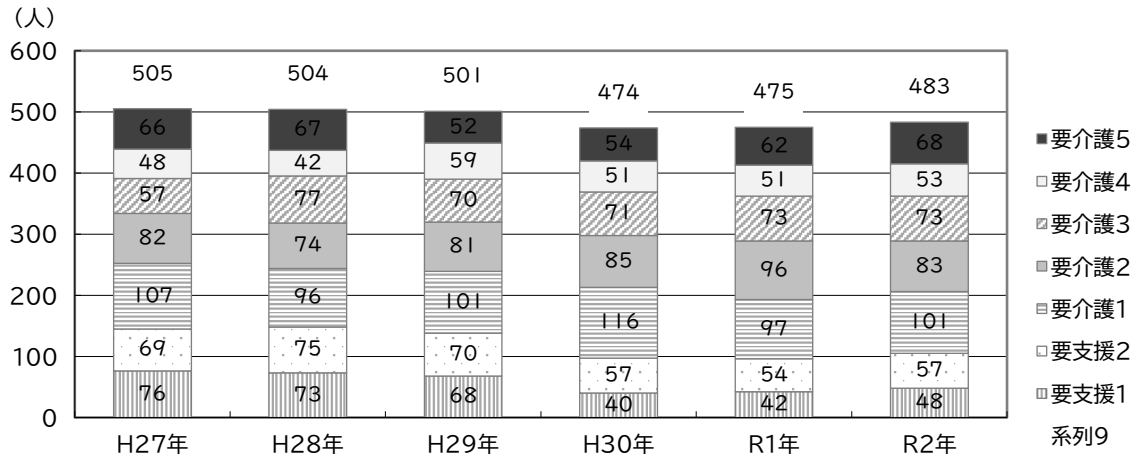


※住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 要介護認定者の状況

本町の要介護等認定者数は、令和2年8月末現在では483人となっています。構成比をみると、介護予防・日常生活支援総合事業の開始により要支援1や要支援2は平成30年度以降20%となっていますが、全体では介護度の低い人（要介護2まで）が占める割合が60%を占めています。

○要介護等認定者数の推移

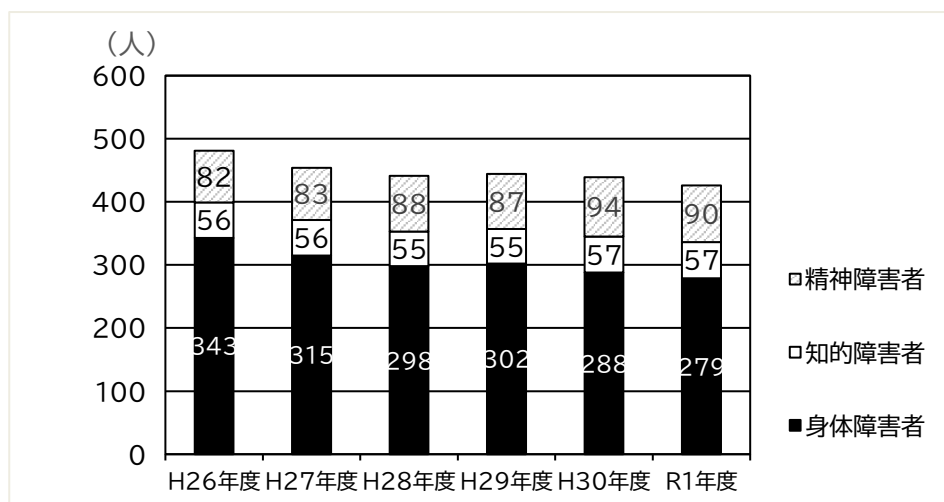


※介護保険事業状況報告（H27～R1年：9月分報告値、R2年：8月分報告値）

(3) 障害者の状況

本町の手帳所持者数は、令和2年3月末現在で、身体障害者手帳の所持者は279人、療育手帳の所持者は57人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は90人となっています。身体障害者手帳の所持者は減少、療育手帳、精神障害者手帳の所持者はほぼ横ばいとなっています。

○各種手帳保持者の推移

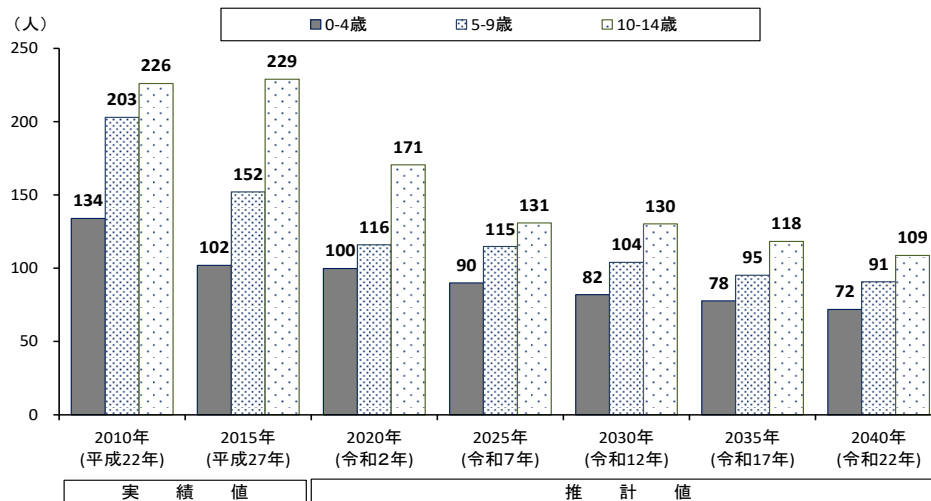


※各年度3月末現在

(4-1) 子ども・子育て対象人口の推移

本町の平成27年の0～4歳人口は102人、5～9歳人口は152人、10～14歳人口は229人ですが、3つの年代ともにその後は減少すると推計され、令和2年には0～4歳人口は100人、5～9歳人口は116人、10～14歳人口は171人と推計されています。

○14歳以下3区分別人口の推移と予測

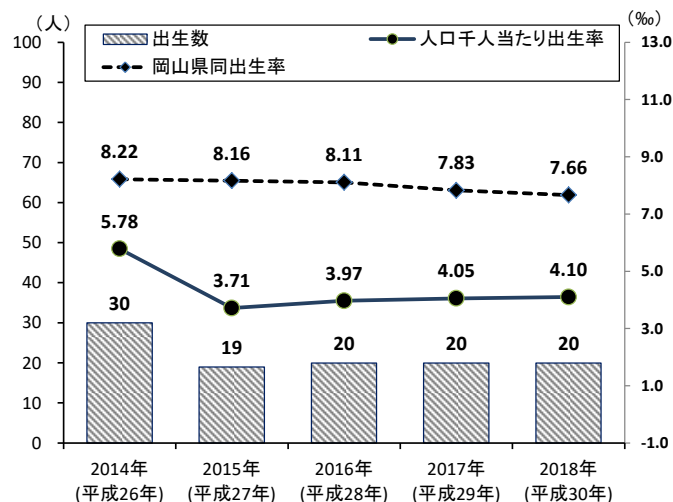


※平成27年までは国勢調査実測値、令和2年以降は社人研推計値

(4-2) 出生数

本町の出生数は、平成27年以降おおむね年間20人で推移しています。人口千人当たり出生率は、平成30年は4.10%で各年ともに岡山県に比べると低くなっています。

○出生数の推移



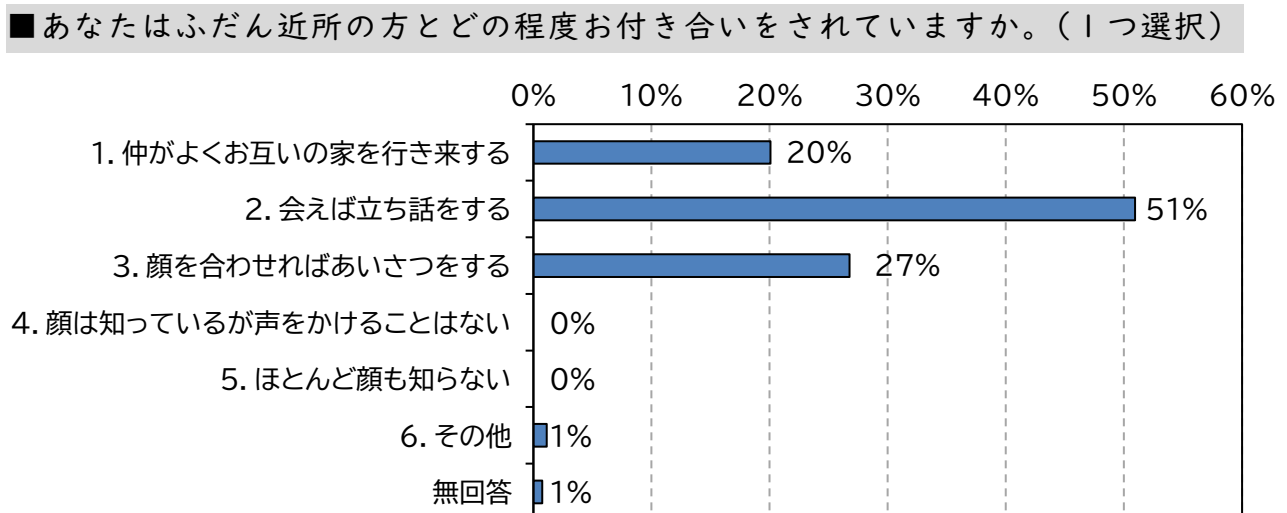
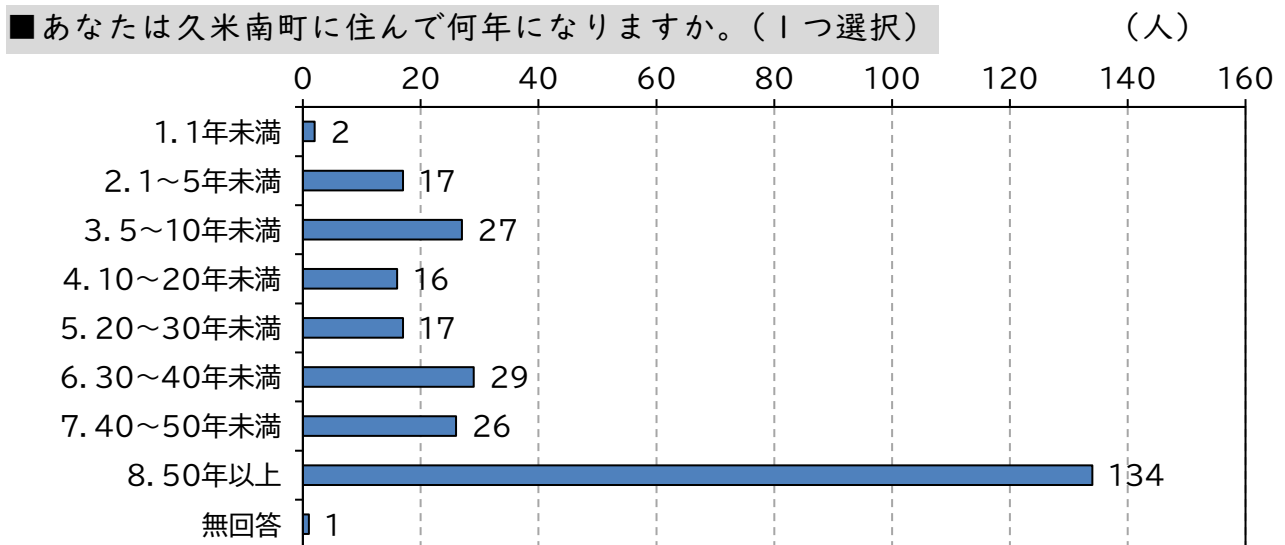
※住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

‰（パーミル）：1000分の1を1とする単位

2 アンケート調査結果に見る町の現状

(1) 近所との付き合いについて

ふだんの近所づきあいについて、「会えば立ち話をする」が51%と最も高くなっています。「顔は知っているが声をかけることはない」、「ほとんど顔も知らない」が0%となっており、久米南町に住んで年数が浅い人においても、何らかの近所づきあいは「ある」と言えます。

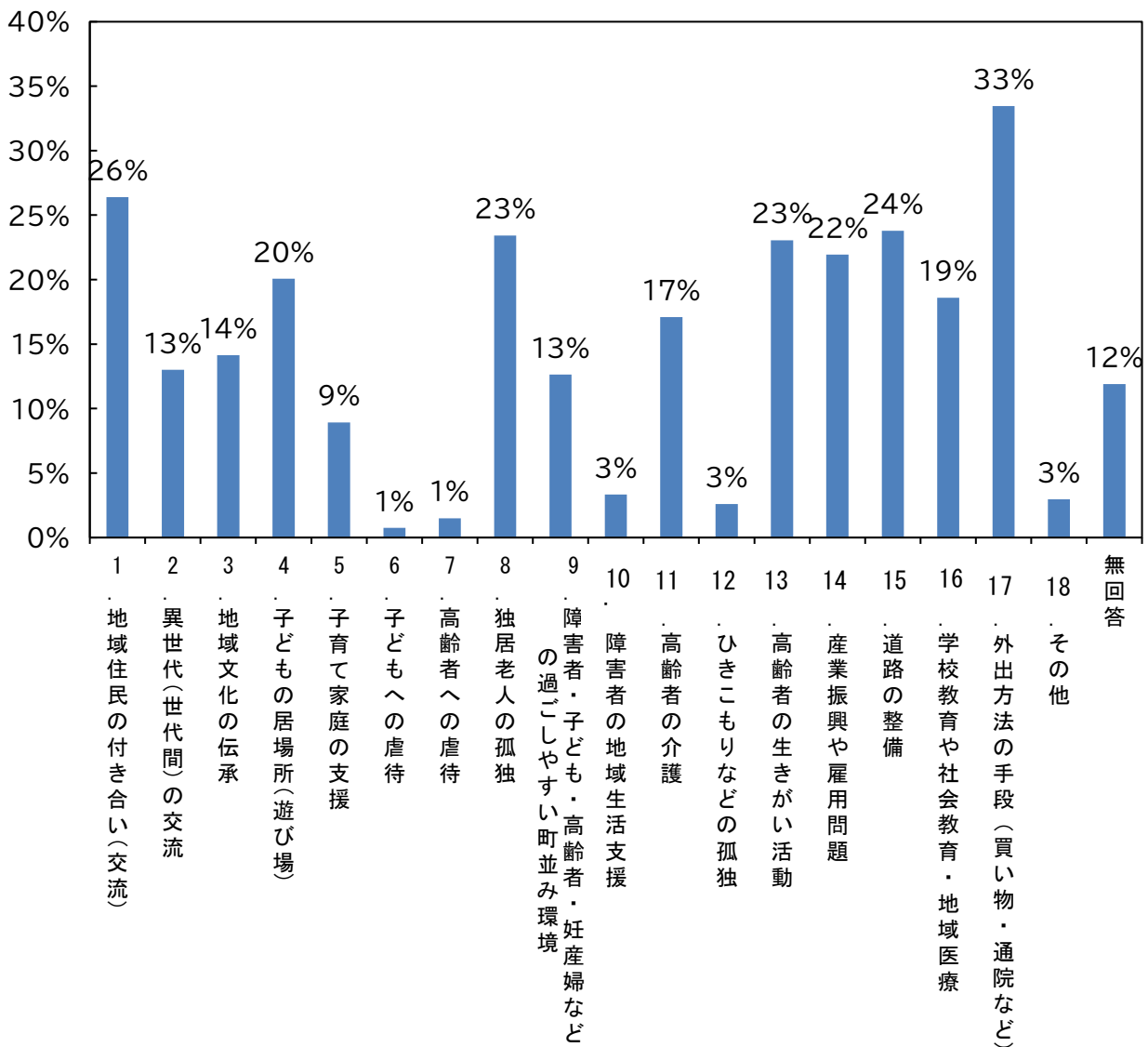


(2)地域での活動や課題について

■あなたが住んでいる地域にはどのような生活課題があると感じていますか。

(あてはまるものすべて)

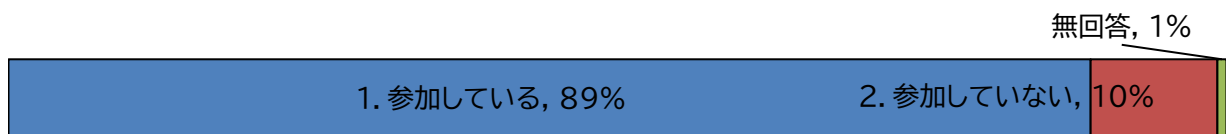
住んでいる地域の生活課題について、「外出方法の手段」が33%と最も高く、次いで「地域住民の付き合い」、「道路の整備」、「独居高齢者問題」、「高齢者の生きがい活動」となっています。外出方法の確保ができないと、高齢者の生きがい活動への参加が難しくなり、引きこもりにもつながっていくことが考えられます。



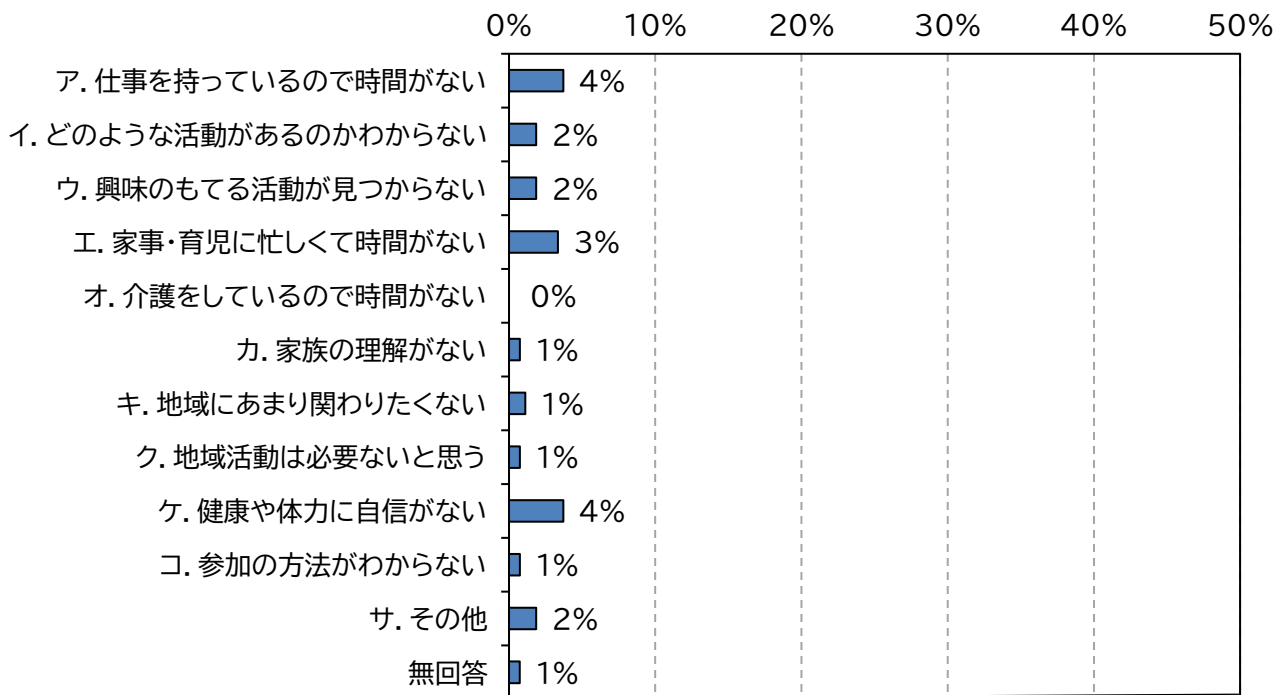
■あなたは地域活動に参加していますか。参加できない理由は何ですか。

(1つ選択)

地域活動の参加の有無について、「参加している」が89%と最も高く、大多数の人が地域と何らかのかたちで関わっていることがわかります。また、「参加していない」と答えた人は10%であり、「仕事を持っているので時間がない」、「健康や体力に自信がない」との理由があがっています。



参加していないを選択した人：参加していない理由（3つまで選択）



(3) 「地域共生社会」の実現に向けた地域のつながりについて

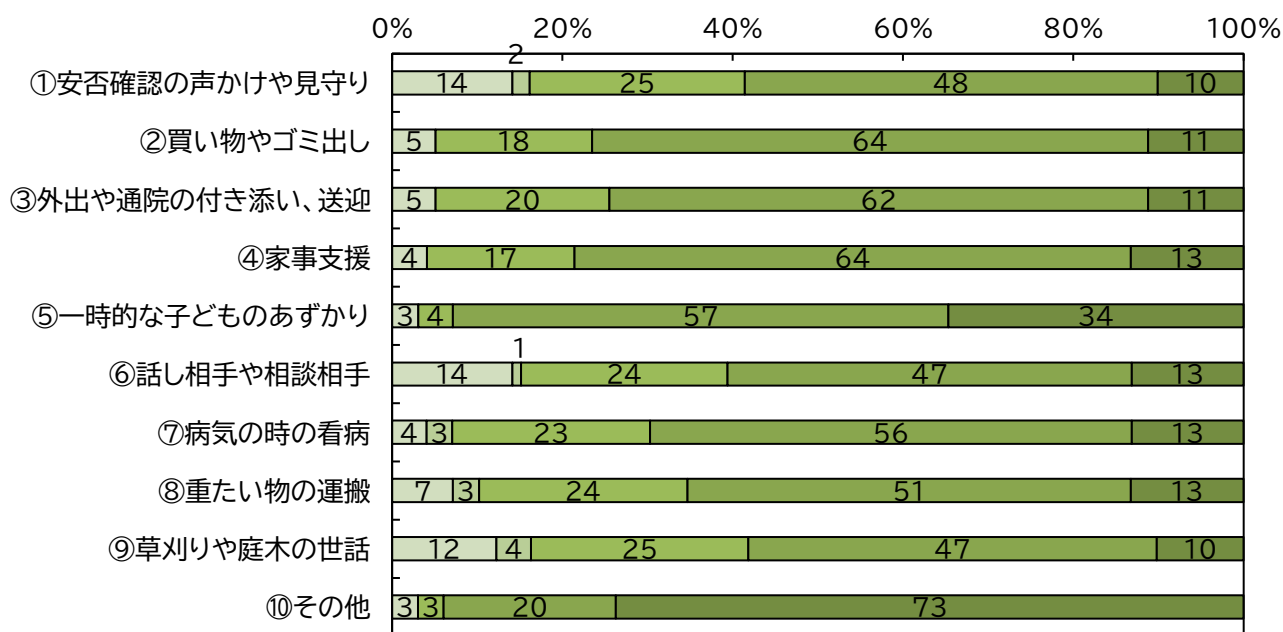
地域の人に現在助けてもらっていることは「安否確認の声かけや見守り」、「話し相手や相談相手」が14%と最も高くなっています。近い将来助けてもらうかもしれないことは、「安否確認の声かけや見守り」、「話し相手や相談相手」に加え、「草刈りや庭木の世話」が25%、「重たい物の運搬」が24%と高くなっています。

反対に、地域の人に手助けができる・手助けしていることは、「安否確認の声かけや見守り」が57%と最も高く、次いで「話し相手や相談相手」、「買い物やゴミ出し」となっています。

「助けてほしいこと」、「手助けできること」、双方とも「声かけや見守り」、「話し相手や相談相手」が高い結果となりました。一番身近な地域で、見守りや話し合える関係をつくっていくことが大切と推測されます。また、「草刈りや庭木の世話」、「重たい物の運搬」等介護保険サービスではまかなえない生活の手助けも必要であると推測されます。

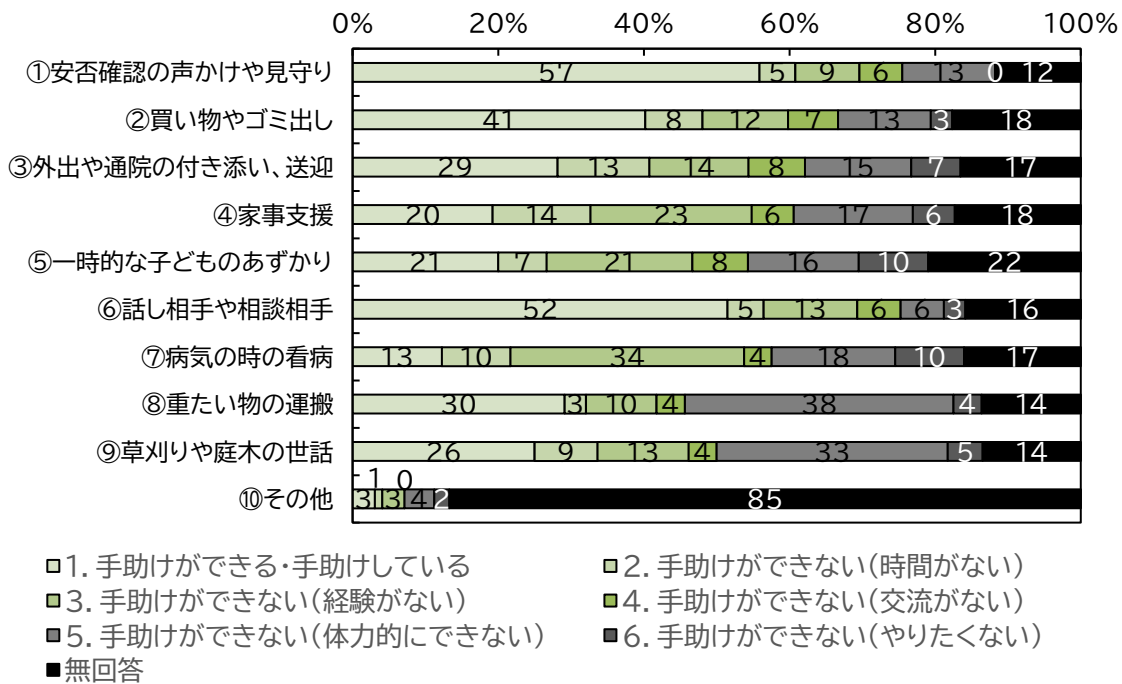
■日頃の生活で地域の人に助けてもらっていることがありますか。

(①～⑩までそれぞれ1つ選択)



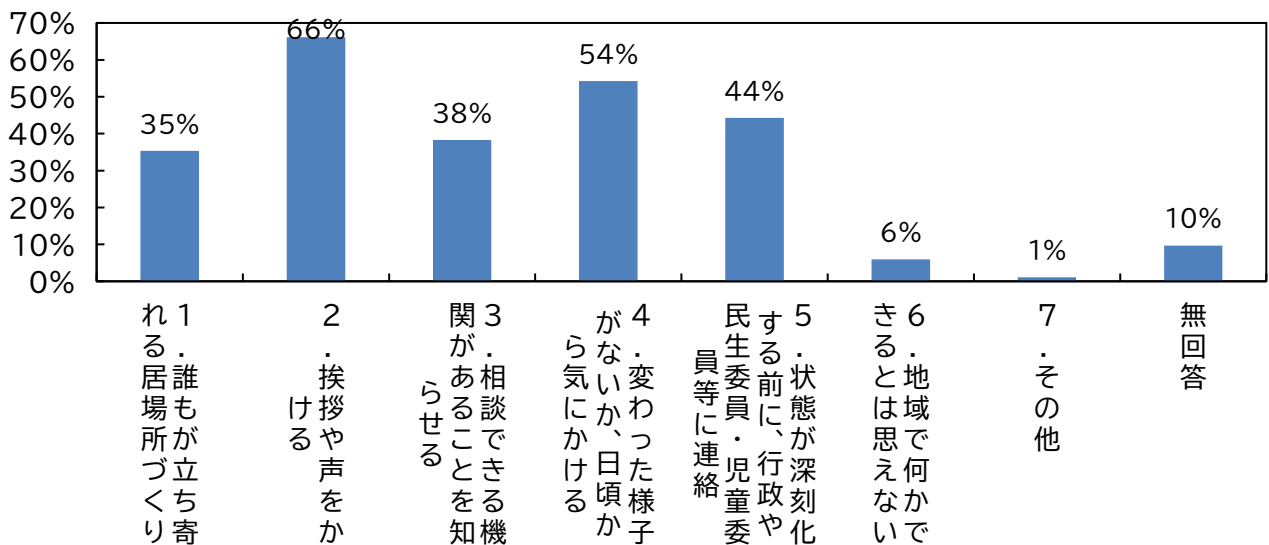
- 1. 現在、助けてもらっている
- 2. できれば助けてもらいたい
- 3. 近い将来、助けてもらうかもしれない
- 4. いずれもない
- 無回答

■地域で困っている世帯があった場合、手助けができると思いますか。できない場合、その理由は何ですか。（手助けができない場合：いくつでも選択可）



■近年社会的孤立や引きこもりが社会問題となっていますが、地域としてこれらの問題に対して、どのようなことができると思いますか。（あてはまるものすべて）

社会的孤立や引きこもり問題に対して、「挨拶や声をかける」が66%と最も高く、次いで、「変わった様子がないか日頃から気にかける」、「行政や民生委員・児童委員等に連絡をする」となっています。「地域で何かできるとは思えない」がわずか6%であり、「地域で何か関わろう」という意識が見えてとれます。

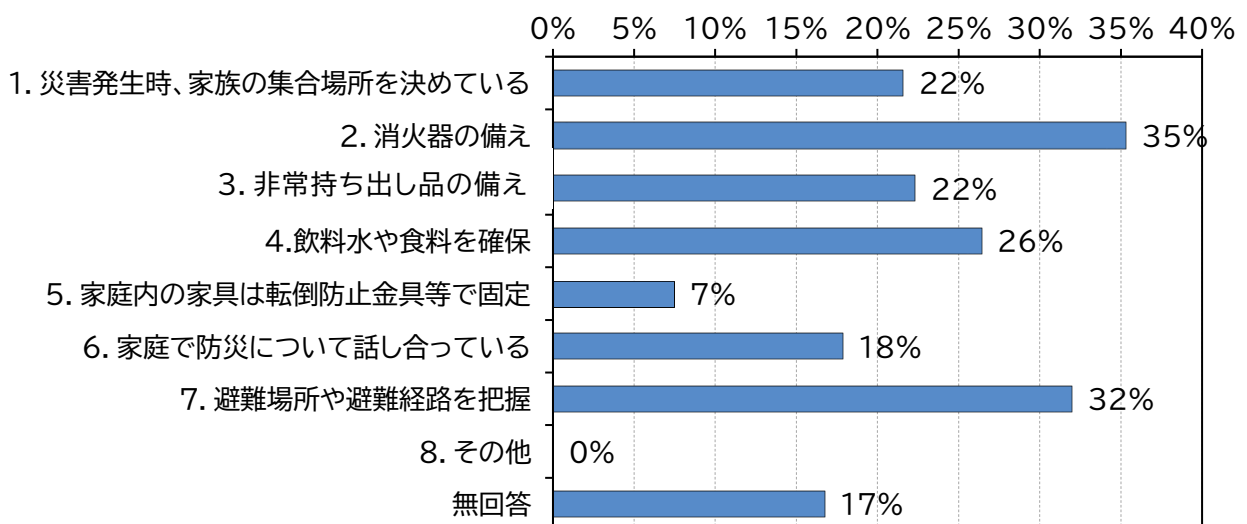


(4)災害時の備えについて

災害などの緊急事態が発生した場合の備えについて、「消火器や火災警報器を備えている」「避難場所や避難経路を把握している」がほぼ同じ割合で高くなっています。また、災害時の不安については、「避難所に向かうかの判断」が51%と最も高くなっており、次いで、「的確な情報入手」、「高齢のため速やかに避難できるか」となっています。情報伝達の大切さ、特に高齢者に対して避難の方法等について備えていくことが必要だと言えます。

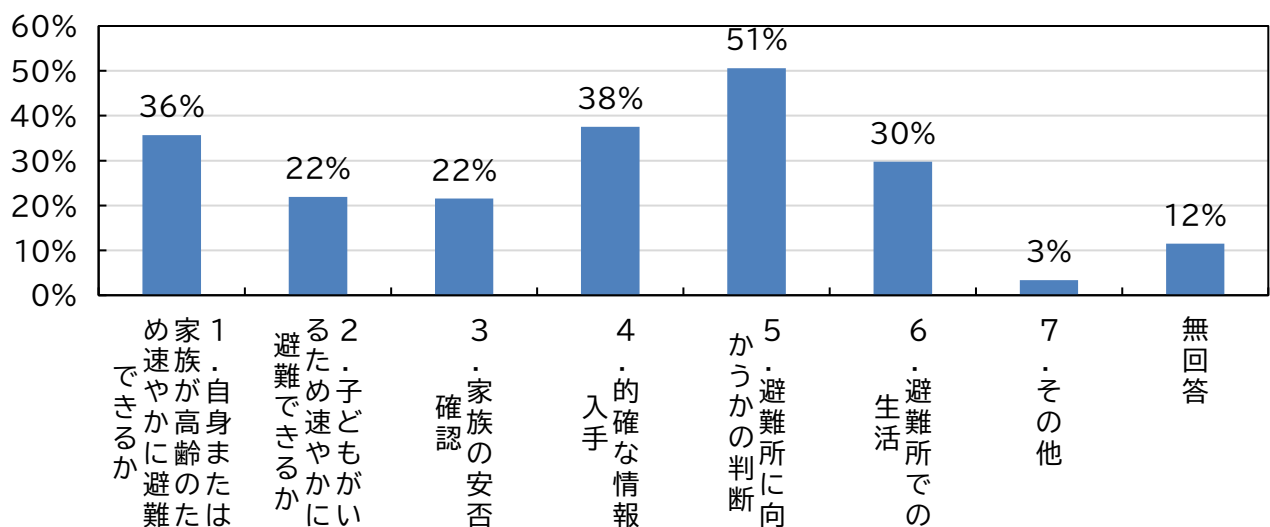
■災害を最小限に抑えるためにしていることはありますか。

(あてはまるものすべて)



■災害などの緊急事態が発生した場合、不安に感じることはなんですか。

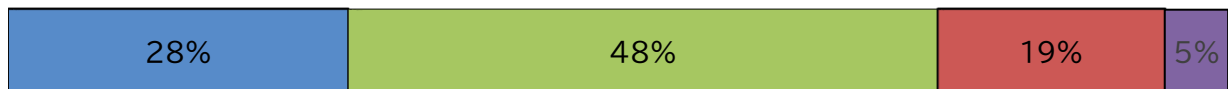
(あてはまるものすべて)



(5) 成年後見制度について

■ 成年後見制度を知っていますか。(1つ選択)

「聞いたことはあるが内容はよくわからない」、「知らない」の合計が67%と高いものとなっており、成年後見制度についての普及啓発が必要と言えます。

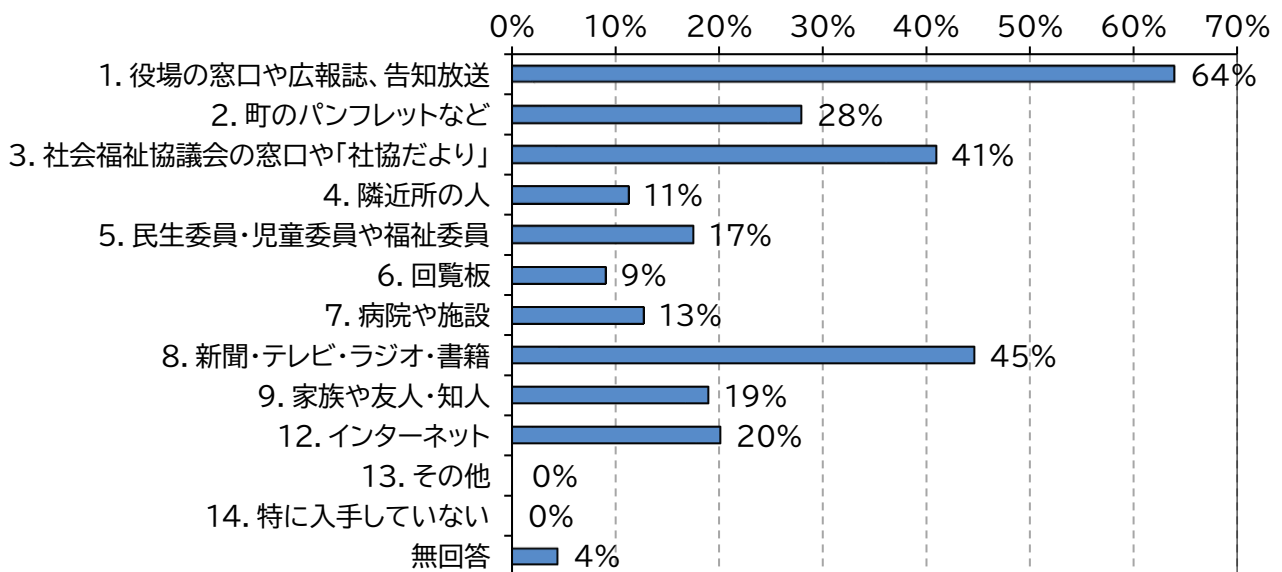


- 1. 内容は知っている
- 2. 聞いたことはあるが、内容はよくわからない
- 3. 知らない
- 4. 無回答

(6) 今後の地域福祉のあり方について

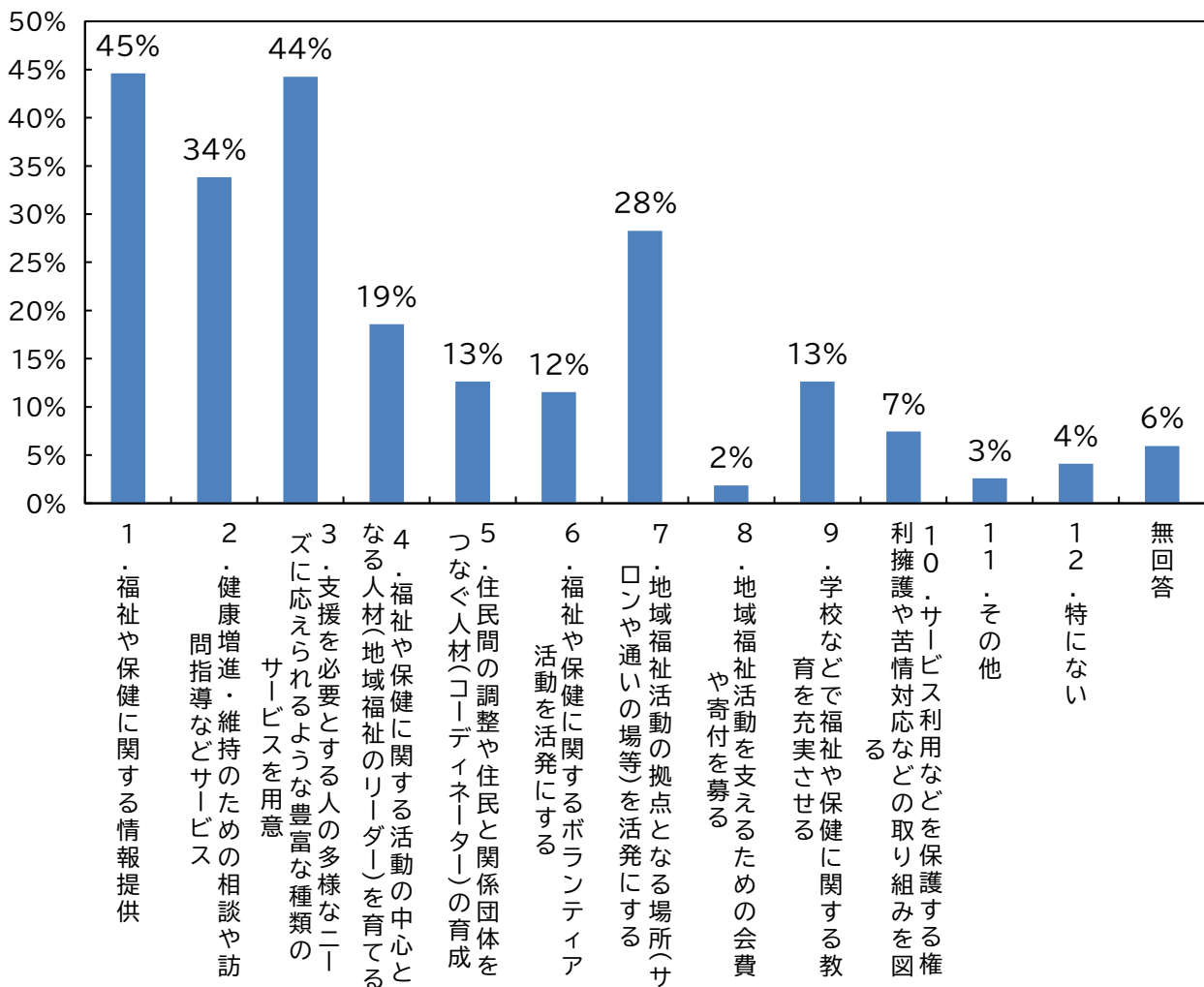
■ 健康や福祉に関する情報を何から入手していますか。(あてはまるものすべて)

役場の窓口や広報紙、告知放送が64%と最も高く、次いで「新聞・テレビ・ラジオ」が45%、社会福祉協議会や広報誌が41%となっています。健康や福祉の情報について、役場や社協からの情報を必要としている人が多いことがわかります。



■住み慣れた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべて)

「福祉や保健に関する情報提供」が45%と最も高く、「支援を必要とする人の多様なニーズに応えることができるサービス」が44%、「健康増進・維持のための相談や訪問指導」が34%と続いています。福祉や保健に関するさまざまな情報提供の必要性、また、支援が必要な人に対しては一人ひとりに合ったサービスや個別相談・訪問といったきめ細かい対応が必要と言えます。



3 地域福祉推進会議に見る町の現状

町民のみなさんがふだんの暮らしの中で感じていることや、地域での課題についての解決策や方向性などのアイデアや意見を伺うため、下記のとおり懇談会を開催しました。例年では、弓削、誕生寺、竜山、神目の4地区でそれぞれ開催しますが、今期は新型コロナウイルス感染症予防のため、地区全体で1回行いました。

日時	場所	参加メンバー
令和2年12月9日(水) 午前10時～11時	久米南町保健福祉センター	・自治会長2人 ・愛育委員2人 ・栄養委員2人 ・民生委員2人 ・福祉委員2人



【テーマ：高齢化が進んでいる久米南町で自分たちは地域でつながり、支え合っていくために何ができるか？】

環境・居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地等の利用を考える。ふれあいの場の整備 ・災害時の避難場所の確保 ・ライフラインがとまっても生活ができるように災害の備えを行う。 ・生活道の整備 ・住民交流通いの場事業の推進 ・ふれあいサロンの継続 ・空き家対策
もの	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物の支援 ・集まって楽しめる軽スポーツを行う。 ・軽スポーツの道具の貸し出し ・独居高齢者へ、人感センサーライトや玄関チャイムの設置
人	<ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な高齢者が活躍できる場の創設 ・農業の人材確保 ・リーダーとなる人材の育成 ・ボランティアの育成（対価も必要） ・それぞれの地区の情報を知る。 ・独居世帯の安否確認 ・移住者の受け入れ（人口を増やす） ・地域の高齢者の町外居住の親族とのつながりを大切にしておく。高齢者の緊急時には速やかな連携が図れる。
サービス制度 (あったらいいな・・・)	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈りの支援 ・介護認定非該当者での福祉用具購入代金の補助 ・デマンドタクシー以外の交通手段の確保。個人の車を利用。移送の仕組みづくり。 ・さまざまな制度の情報提供と相談窓口の充実 ・地域主体で行う事業の運営資金を増やしてほしい。

この懇談会では、自分たちのできることについての前向きな意見が活発に聞かれました。人口減少、高齢化に伴うさまざまな地域行事・活動の担い手不足の中、久米南町という地域の特性にあった地域福祉施策が必要となっています。団体支援のための活動拠点の確保や世代間の交流を含めての検討が必要です。また、町や社協、福祉関係の専門職や団体等との連携を行い、制度の情報提供を共有する仕組みづくりや、体制の整備が必要となります。同時に、地域住民同士が困りごとを地域の中で共有し、解決策を考えていく地域づくりを目指すことも大切だと考えます。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、いわば車の両輪のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第2期の計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、また、町民が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことを目指して基本理念を「ささえあいみんなでつくろう心豊かな久米南町」と定めていました。

第3期の本計画においても、町民、行政、社協、団体等のすべての主体が、この基本理念を意識し共有していくことにより、誰もが地域でつながり地域福祉を推進していくことを目指していきます。また、今後本町が展開していく施策を想定した場合においても、国が提唱する「地域共生社会の実現」に向けて、十分意義を果たせるものと考え、第2期の基本理念を受け継ぐことにします。

《基本理念》

ささえあい みんなでつくろう 心豊かな 久米南町



2 施策の体系

基本理念	計画の柱	具体的施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> ナナエあい みんなでつくろう 心豊かな 久米南町 </p>	<p>【1】</p> <p>安心して暮らせる仕組 みづくり</p>	<p>(1) 身近な支えあい体制の推進</p> <p>(2) ニーズ把握体制の推進</p> <p>(3) 相談機能の充実</p> <p>(4) 情報提供活動の充実</p> <p>(5) 権利擁護体制の確立</p>
	<p>【2】</p> <p>人と人とのつながりの ある地域づくり</p>	<p>(1) 高齢者への支援</p> <p>(2) 要援護者・家族への支援</p> <p>(3) 高齢者生きがい活動の充実</p> <p>(4) 地域介護予防支援</p> <p>(5) 子育て支援</p>
	<p>【3】</p> <p>活力ある地域づくり</p>	<p>(1) 地域ぐるみの福祉教育活動の推進</p> <p>(2) ボランティアの発掘養成・支援</p> <p>(3) 社会福祉協議会の基盤強化</p>

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

計画の柱【その1】 安心して暮らせる仕組みづくり

1-1 身近な支えあい体制の推進(地域包括ケアシステムの確立)

近隣の人とあいさつを交わし、地域の中で子どもや高齢者と交流を図ることで、日ごろから地域における見守りの土壌づくりをしていきます。

悩みや問題を抱えた人の孤立を防ぎ、地域全体での見守りネットワークづくりを推進します。

■行政が取り組むこと

見守りについては、地域住民の協力がどうしても不可欠な要素となります。地域住民一人ひとりの目が地域福祉の中心として機能できるよう、各地区に見守りネットワークの体制づくりを推進します。高齢者のみにとどまらず、障害者や生活困窮者等、見守りを必要としている方に目が届き、相互に安心して暮らせる福祉の町づくりを目指していきます。

また、生協、郵便局、農協、新聞販売所との見守り協定を結び、民間事業所が地域を見守る体制づくりについても支援していきます。

■社協が取り組むこと

高齢化が進み、地域の維持さえ困難なところが増加している中で、日々の生活への不安を持っている方も多数おられます。そういう方々のためにも、子どもから高齢者、障害者誰もが気軽に思いを伝えることができるよう、住民参加の福祉活動の意識を高め、福祉のまちづくり推進協議会や福祉委員活動を中心とした、見守り活動を推進していきます。

実施主体	取 組 内 容
町	・見守り体制づくりの推進、支援
	・緊急連絡体制の整備
社協	福祉委員の資質向上 ・福祉委員研修会の開催 ・地区福祉委員会の開催
	福祉のまちづくり推進協議会（地区社協）支援 ・地区社協定例会の参加 ・地区社協活動の情報提供
	災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの作成
地域住民	地域での見守り、支え合いを行う
	社協の行事や話し合いの場に参加する

1-2 ニーズ把握体制の確立

住民の方々の年齢や心身の状況、家庭環境などによって異なる多様な支援ニーズを発見し地域福祉を推進していくため、ニーズ体制の確立を行います。

■行政が取り組むこと

住民の方々のさまざまなニーズを把握するため、久米南町版地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケア個別ケア会議で出てきた地域課題の集約、地域の困難事例を解決していく仕組みづくりとして、地域ケア推進会議を開催し、関係機関との連携を図ります。

■社協が取り組むこと

住民の方々のさまざまなニーズを把握するため、久米南町地域包括ケアシステムの一員として活動するとともに、実態調査の実施並びに、福祉委員を中心とした会議等を開催し、関係機関との連携を図ります。

実施主体	取組内容
町	ニーズ把握のための自宅訪問活動
	地域ケア会議の開催（個別会議、推進会議）
	相談内容の集計・分析
	関係機関との連携強化
社協	地域ケア会議への参加
	住民ニーズ調査の実施
	住民ニーズ調査の集計・分析
	地域福祉座談会の開催
	民生委員・福祉委員合同研修の開催
地域住民	困っていることを地域包括支援センターや社協等の専門職へ知らせる。

1-3 相談機能の充実

相談に関わる各種支援センターなどの専門機関の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる相談窓口体制の充実に努めます。

■行政が取り組むこと

保健師や地域包括支援センター職員が中心となり、福祉全般、保健衛生、介護関係等さまざまな相談業務を実施しており、社会福祉協議会や庁舎内関係者、外部団体等との連携にも努めています。今後も連携を図り、子育て世代から高齢者まで幅広い世代を対象とした細やかな相談業務を展開していきます。

■社協が取り組むこと

社会福祉協議会として取り組んでいる総合相談について、関係機関との連携強化を図り、さらに住民の方々に安心感を持って生活していただけるよう、相談体制の強化を図ります。

実施主体	取組内容
町	関係機関との連携強化、体制づくり
	訪問相談の実施
社協	相談機能の整備 ・心配ごと相談所の運営 ・相談窓口の広報啓発
地域住民	相談窓口を積極的に利用する

1-4 情報提供活動の充実

高齢者、障害者、子育て等さまざまな情報がある中、この多種多様な情報を整理し、必要な時に必要な情報を住民のみなさんに知らせることができ体制づくりを進めていきます。

また、地域でもふだんから福祉サービス情報など生活に必要な知識の周知を図り、近隣での話し合いの中での情報提供ができるよう啓発を行います。

■行政が取り組むこと

「広報くめなん」や町のホームページ等による情報提供の充実を図ると同時に、町福祉ガイドブックや介護保険の手引き等を作成・配布し、久米南町独自の福祉サービスや現行の制度についての情報提供に努めます。また、健康教室や地域のサロン等に出向き、身近に情報提供ができるようにしていきます。

■社協が取り組むこと

多種多様な情報を整理し、必要な時に必要な情報を住民の方に知らせることができ体制づくりを構築していきます。

また、社協のホームページや「社協だより」による情報提供に努めます。

実施主体	取組内容
町	「広報くめなん」やホームページの作成
	SNS等の新たな情報発信の取り組み
	制度や対象ごとのガイドブックの作成及び配布
	出前講座の実施
社協	広報誌「社協だより」の発行
	ホームページによる情報提供
	SNS等の新たな情報発信の取り組み
地域住民	身近な人に福祉に関する情報を伝える

1-5 権利擁護体制の確立

住民一人ひとりが適切なサービスを利用し、安心して日常生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うとともに、制度の利用についても積極的に推進していきます。

■行政が取り組むこと

住民の権利を擁護できるよう関係機関と連携し機能強化に努めます。支援の必要な人が成年後見制度を適切に利用ができるように中核機関の整備を行い、相談支援体制の構築を推進していきます。

■社協が取り組むこと

日常生活自立支援事業の周知を図るとともに利用を推進していきます。また、日常生活自立支援事業利用者において成年後見制度の利用が必要な場合には、スムーズに移行できるように関係機関と連携を密にし、支援していきます。

実施主体	取組内容
町	中核機関の整備
	町民の権利を擁護できる関係機関、専門職との連携
	成年後見制度の啓発及び利用支援
	日常生活自立支援事業との連携
社協	日常生活自立支援事業への理解促進 ・ 広報誌による情報提供
	成年後見制度利用の支援 ・ 広報誌による情報提供

計画の柱【その2】人と人とのつながりのある地域づくり

2-1 高齢者への支援

本町は県内で高齢化率が最も高く、今後さらなる増加が予測されます。一人暮らし高齢者になっても地域の中で見守られ、地域の方と関わりを持ちながら安心して生活できる環境づくりを住民のみなさんと一緒に考え、取り組んでいきます。

■行政が取り組むこと

高齢者のための町独自の福祉サービスを充実するとともに、地域での支援体制づくりへの協力やふれあいサロン事業の支援、見守り活動等の支援を行います。

■社協が取り組むこと

福祉のまちづくり推進協議会と連携し、一人暮らし高齢者の食事会の開催、ボランティアによる料理教室、配食サービス事業の充実、緊急カードの普及等さまざまな活動を支援していきます。

実施主体	取組内容
町	福祉サービスの充実
	住民が主体となって取り組む生活支援サービス体制づくりの協力
	ふれあいサロン事業の支援
	交通施策の充実
社協	一人暮らし高齢者食事会の開催
	配食サービス事業の充実 ・ボランティアによる料理教室の実施支援
	消費者被害防止啓蒙活動の実施
	緊急カード普及支援
地域住民	一人暮らし高齢者の声かけや見守り
	ふれあいサロン事業の実施と参加

2-2 要援助者・家族への支援

本町には、身体障害者福祉協議会、ゆずっこクラブ等が当事者団体として活動しています。また、「認知症カフェ」や「介護者のつどい」等の開催により、当事者や家族の方への支援を行っています。

同じ立場の方々が集い交流することで、日ごろの悩みや体験を分かち合う場となっています。今後も継続し、家族や当事者の支えとなるような取り組みを行っていきます。

■行政が取り組むこと

社協とともに当事者組織の支援に努めます。また、個別訪問の実施、在宅介護者手当やゴミ袋の無料配布（紙おむつ用）等による家族への支援を進めていきます。

■社協が取り組むこと

福祉施設との連携を図り研修会開催等で、住民の方への介護技術の普及や生活困窮者への生活の安定、支えとなるような活動を行っていきます。

実施主体	取組内容
町	当事者組織への支援
	対象者への個別相談・訪問
	介護者手当の支給
	ゴミ袋の無料配布（紙おむつ用）
社協	当事者組織づくり ・認知症家族のつどい開催支援 ・介護者のつどい開催支援 ・当事者組織の支援
	研修会の開催 ・家庭介護教室の開催 ・生活困窮者への支援
	福祉施設との連携
地域住民	さまざまな研修会に関心を持ち積極的に参加する

2-3 高齢者生きがい支援活動の充実

身近な地域において、子どもや高齢者、障害者等誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。また、地域福祉活動の拠点として、既存のさまざまな資源を有効に活用し、気軽に利用できる場の創設を検討していきます。

■行政が取り組むこと

近くで誰でも気軽に参加できる場を提供するため、現在町内各所で実施されているサロンや通いの場等を有効に活用し、近所の顔見知りの方々と気軽に会話をし、その中で健康・介護予防等について学んでいただけるような環境づくりへの働きかけを行っていきます。

また、地元住民や各種組織のご協力をいただきながら、新たな通いの場の創設を目指していきます。

■社協が取り組むこと

老人福祉センターでの趣味活動（ビリヤード教室等）の充実及び支援を推進します。福祉委員や愛育委員、地域のボランティア等を中心に実施しているふれあいサロン事業は、令和2年4月1日現在では、36箇所で開催されています。このふれあいサロン活動は、福祉情報の提供の場、地域の交流の場なっています。今後も地域に根付いた活動ができるよう充実を図っていきます。

実施主体	取組内容
町	サロンや通いの場等の交流の場づくりの推進、支援
	専門職員の派遣、参加協力
社協	ビリヤード教室等趣味活動の支援
	ふれあいサロン事業の充実
	・サロン継続に向けた支援 ・買い物サロン等の支援
地域住民	さまざまな趣味活動や交流の場に積極的に参加する

2-4 地域介護予防支援

本町では令和2年10月1日現在で、高齢化率が45%を越えており、今後においても上昇が想定されています。いつまでも健康で活力ある老後を送るため、地域介護予防事業を充実させ、高齢者の生きがい活動を支援していきます。

■行政が取り組むこと

保健師や栄養士、地域包括支援センター職員等が各種教室・講座等の介護予防事業を行い、住民への普及・啓発に努めていきます。また、社協への委託事業として実施している生活管理指導員派遣事業、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業等の充実を図っていきます。

■社協が取り組むこと

介護保険対象外の方で、生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）や家事に支援が必要な方へ生活管理指導員（訪問介護員）を派遣する事業等、高齢者の閉じこもり防止や介護予防の場となるような事業の展開を推進していきます。

実施主体	取組内容
町	保健福祉課及び地域包括支援センターによる介護予防事業
	生きがいデイサービスの充実
	認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる施策の展開
社協	生きがいデイサービスの充実・強化 ・利用者アンケート調査の実施
	生活管理指導員派遣事業の推進
地域住民	さまざまな趣味活動や介護予防事業に積極的に参加する

2-5 子育て支援

地域住民が子どもや子育てに関心を持ち、地域全体で支援していく取り組みが大切となります。家庭や地域での子育て力を高めることができるように情報提供の拡充や子育て支援事業の充実を図ります。

■行政が取り組むこと

子どもの成長と健康、人権を守るため、家庭訪問や子育て相談等の各種母子保健事業の充実を図ります。

また、各種教室や支援事業を通して情報ネットワークをつくり、家庭から地域への広がりの中で子育てができる環境を整えるとともに、家庭、保育園、学校、地域が一体となって子どもたちを見守り育てる体制を整えていきます。

■社協が取り組むこと

子どもたちが地域等の安全について理解し、あたたかい心と体を育ていけるよう、高齢者疑似体験教室や子どもへのボランティア体験等の取り組みを行っていきます。

実施主体	取組内容
町	子育て世代包括支援センター（新設）が中心となり相談支援を行う
	各機関とのネットワーク体制づくりの推進、情報共有
	保育しやすい環境づくり
	放課後児童クラブの充実
	子育て支援事業の充実
社協	福祉体験学習の実施 ・車椅子体験講座の支援 ・高齢者疑似体験講座の開催 ・夏のボランティア体験事業の支援 ・福祉職場体験学習の受入 ・福祉センター等のバリアフリー調査支援
	子育てサロン事業等への支援
	地域の子どもたちの見守り、挨拶を通じた声かけ

計画の柱【その3】 活力ある地域づくり

3-1 地域ぐるみの福祉教育活動の推進

すべての人々が世代や性別を超えてともに集い、地域における生き方・暮らし方を学び合い、一緒に活動していくことは「地域共生社会」の理念であります。多様な福祉教育の場を設けるとともに、その福祉教育を通じて住民の主体的な地域福祉活動ができるよう支援していきます。

■行政が取り組むこと

住民が地域づくりに積極的に参加し、地域ぐるみで福祉教育への理解を深めていくことが大切なものとなります。多様な生涯学習を通して、広い視野を持つ次世代の育成、住民の主体的な地域活動を支援します。

■社協が取り組むこと

福祉に関心を持ち、福祉課題に対応していく力を持った人が増えることが住民主体の福祉の実現であり、福祉教育の目的です。当町に福祉教育を普及・理解の輪を広げ活動に参画する住民を増やしていくため、福祉教育活動を住民に向けて実践していきます。

実施主体	取組内容
町	健康教室等地域の催しに対する参加協力
社協	福祉講演会等の開催
	地域福祉座談会の開催
地域住民	さまざまな研修会や講座に積極的に参加して福祉への理解を深める

3-2 ボランティアの発掘、養成、支援

ボランティア活動は一人ひとりが主人公として、自らの良心にしたがって声をあげることによりその一歩を踏み出します。住民の方々がその一歩を踏み出すことができるよう、ボランティア養成講座等の開催を通じて支援していきます。

■行政が取り組むこと

住民や社協とのパートナーシップを大切にしながら、広範な領域におけるボランティア活動を推進していきます。ボランティア活動に対する広報、相談、リーダーの養成等を行いながら基盤の整備を図ります。

■社協が取り組むこと

多様な人材の福祉活動への参画を図るために、ボランティア活動実践者に対する活動支援を行い、さまざまなボランティアと関わることによって、住民の目線から見えた福祉課題を把握し、ボランティア活動の活性化を図ります。

実施主体	取組内容
町	ボランティア活動への支援
	生活支援サポーターの育成、支援
社協	ボランティアセンター機能の充実 ・ボランティアに関する広報啓発 ・ボランティア受入メニューの開発 ・ボランティア団体への支援 ・ボランティア保険の加入促進 ・災害ボランティア登録及び支援
地域住民	ボランティア活動について理解し積極的に参加する

3-3 社会福祉協議会の基盤強化

住民と行政、社会福祉協議会が三位一体となって地域福祉を推進していきます。

■行政が取り組むこと

行政との連携をとおして、地域の福祉を推進する民間福祉団体、特にその中核となっている社会福祉協議会の運営基盤を強化・支援していきます。

■社協が取り組むこと

社会福祉協議会の社会的役割を認識し、組織の強化、効率的な運営・経営基盤の見直し・強化を図ると同時に必要な人材確保に努めていきます。

実施主体	取組内容
町	社会福祉協議会への活動支援
社 協	職員の能力向上 ・ 職員研修会の開催
	職員体制の充実強化 ・ 職員体制充実強化に向けた検討 ・ 職員体制充実強化に向けた人材確保
	運営基盤の強化 ・ 会員加入促進 ・ 助成金補助金情報の活用及び取り組み
	地域福祉活動計画の推進 ・ 地域福祉活動計画評価委員会の設置 ・ 地域福祉活動計画の進捗管理

【その4】 その他の活動

避難行動要支援者の支援

(1) 支援の対象者

要配慮者の対象者とは、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動に支援を要する者をいい、次に掲げる者のうち災害時における地域での支援を希望する者であって、支援を受けるために必要な自己に関する個人情報事前に提供することに同意した在宅の者とします。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 寝たきり高齢者
- ③ 身体に障害を有する方
- ④ 精神又は知的の障害を有する方
- ⑤ 重度の認知症の症状を有する方
- ⑥ 乳幼児、妊婦等配慮を必要とする方

対象者の選定については、民生委員等地域の福祉関係者に協力を依頼し、また、定期的に対象者の見直し作業を実施します。

その中でも自ら避難することが著しく困難な方を「避難行動要支援者」とし、民生委員等と協力して確認作業を進めていきます。

(2) 関係団体等との協力

災害時には、警察、消防、保健所等の行政機関や消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアスタッフ、老人クラブ、障害者団体等の福祉関係者、自治会等の関係団体と協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から、これらの団体等が連携をとり、災害時における協力体制の構築を目指します。

(3) 平常時の対策

① 要配慮者情報把握と管理

災害時において、要配慮者の所在と安否を確認し、適切な援助を迅速に行うために、平常時から所在や実情を把握しておくことが必要です。情報の収集にあたっては、統一した調査様式や台帳を作成します。また、情報の開示、更新、管理方法について、町の制定する個人情報保護条例に基づき、本人同意の下、収集します。

②避難誘導、安否確認等の支援体制

災害発生直後に要配慮者の避難誘導を迅速に行うには、同居の家族の他、近隣住民の積極的な協力が必要です。また、安否確認等を行政が中心となって行う際には、要配慮者のプライバシーを確保しながら、地域住民や関係団体等の協力を得ることが大切です。災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域住民の協力が不可欠であるため、消防団、自主防災組織、自治会、民生委員、支援者等と連携を図り、災害発生時に各組織が確認した安否情報、避難誘導の経過や結果の情報の集約方法等について共通意識を持つように努めます。

③情報伝達手段

要配慮者は、情報の理解・判断・行動等各段階での確さに欠けることが予想されるため、災害発生時に、迅速かつ的確な指示ができるよう、各種の災害を想定して、できるだけ多くの情報伝達手段の確保に努めます。

また、災害発生時においては、電話やファクシミリ等の通信手段が寸断される事態や孤立することも考えられることから、そのような非常時にも要配慮者が情報から取り残されることなく速やかに避難できるよう、誰が誰に情報を伝えておくかなど、情報伝達手段の整備を図ります。

④地域コミュニティと防災組織の醸成

日頃から要配慮者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ります。地域における防災対応能力の向上を図るため、地域住民を対象に、防災に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、要配慮者への対応方法などについて周知します。

⑤避難施設の整備等

福祉避難所の指定や、緊急入所等で協力を求めることになる社会福祉施設等との連携を図ります。

⑥自主ボランティア組織との連携

災害発生時において、必要となるのは自主防災組織を中心とした地域での助け合いであり、また、近年の事例においてもボランティアの活動が欠かせない要素となっています。今後、要配慮者への支援についても、ボランティアが有効に活用できるよう体制の整備に努めます。

(4)災害発生時の対応

①避難情報等の伝達・避難誘導、安否情報等の収集

災害発生時において情報が不足することは、被災者の不安を一層つのらせることとなります。多くの人々が被災した状況においても、告知放送等を利用した的確な情報を伝え、自主防災組織等の地域住民同士の助け合いにより、適切に避難所へ誘導ができるよう努めます。

②社会福祉施設等の対応

災害により社会福祉施設等が被災した場合には、施設等において入所者や通所者の安否確認を行うとともに、安全な施設への移動などについて考慮する必要があります。

また、被災しなかった社会福祉施設等は、対応可能な範囲で要配慮者の一時的な受け入れが可能となるよう協力を求めます。

③ボランティアとの連携

ボランティアの活動が有効に行われるためには、平素から災害ボランティアの育成と体制を整えておく必要があります。社会福祉協議会等と連携をとり、災害ボランティアセンターを開設するなど、災害支援体制の整備が必要です。

④福祉サービス提供者との連携

福祉サービス提供者との連絡を密にし、要配慮者の安否確認や居住環境を確認し、広域的な応援や受け入れも活用しながら、福祉サービスが継続できるよう、行政と福祉サービス提供者との間で連携を図ります。

第5章 久米南町成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が、経済的な不利益や生活上不自由にならないために、「成年後見人」等、その人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。

全国的に少子高齢化は急速に進んでおり、本町においても令和2年には65歳以上の割合が全体の45.1%となっています。高齢化が進み地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念され、認知症高齢者の増加や知的・精神障害者の親亡き後に関する対応も求められています。地域コミュニティを維持し、こうした方々が地域から孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高まっています。

このような状況の中、国においては平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）が施行され、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとしました。

また、平成29年3月には、促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国計画」という。）が閣議決定され、促進法や国計画において、市町村における施策の実施や成年後見制度利用の促進に関する施策の実施や基本計画策定等、市町村の役割が明記されました。

これらの動向を踏まえ、本町では、支援を必要とする人がその人に合った制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策に取り組むため、久米南町成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

2 成年後見制度利用に関する現状

■成年後見制度の利用者数（令和2年1月6日現在）

単位：人

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
利用者数	8	6	3	0	17

（岡山家庭裁判所調べより）

（1）地域包括支援センターによる権利擁護支援事業

窓口相談等を通じて把握された、認知症等により判断能力が低下し契約行為等が困難と考えられる方について、民法上の成年後見制度（成年後見、保佐、補助）の利用が円滑に行われるよう、家庭裁判所への審判請求について案内しています。その中でも、身寄りがいないなどの理由で親族の申し立てが困難な方については、成年後見制度の町長申し立て等の対応を行っています。

（2）首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てることができですが、成年後見制度の利用が必要な状況にあるにも関わらず、本人や家族ともに申し立てを行うことが難しい場合で、特に必要がある時に町長が申し立てを行います。

■成年後見制度の町長申し立て件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町長申立件数	0	2	0	1	0

（3）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申し立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、鑑定費用等）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しています。

■成年後見制度利用支援事業

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
費用助成	0	2	0	1	0
報酬助成	0	0	0	0	1

3 成年後見制度利用促進にあたっての課題

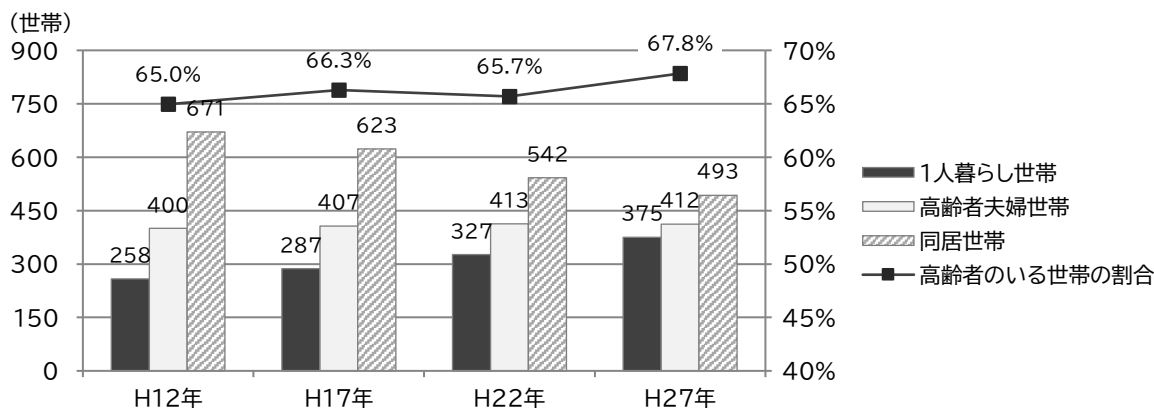
本町における高齢者を取り巻く状況は、平成27年において総世帯数、1,887世帯のうち高齢者のいる世帯は1,280世帯で67.8%、このうち一人暮らし高齢者世帯は375世帯で19.9%であり、同じく高齢者夫婦世帯は412世帯で21.8%であり、高齢者のみで構成される世帯は増加傾向にあります。

また、高齢化に伴う認知症の方の増加、また、知的障害、精神障害のある方やその支援者の高齢化により、いわゆる「親亡き後問題」が懸念されており、権利擁護に関する相談は増えると考えられます。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の作成にあたり実施した町民アンケートでは、成年後見制度の認知度は低く、その中でも町長申し立てに関しては、件数も年に数件あるかないかであり、支援を必要とする人に制度利用が行き届いていないことが考えられます。

成年後見制度利用促進にあたっての課題として、必要とする人が利用するための制度の周知と利用拡大に向けた支援、次に、高齢者や障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、最後に制度理解の取り組みがあげられます。

○高齢者世帯数の推移



※国勢調査結果(総務省統計局)

	H12年	H17年	H22年	H27年
総世帯数	2,046	1,987	1,952	1,887
高齢者のいる世帯	1,329	1,317	1,282	1,280
1人暮らし世帯	258	287	327	375
高齢者夫婦世帯	400	407	413	412
同居世帯	671	623	542	493
高齢者のいる世帯の割合	65.0%	66.3%	65.7%	67.8%

※国勢調査結果(総務省統計局)

4 計画策定によりめざす姿

目標1 制度に対する関心を高め、制度の理解と利用しやすい環境づくり

地域住民が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えます。また、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるよう相談体制の構築を目指します。

1-1 住民に対する成年後見制度に関する普及啓発

- ①ポスター、パンフレット等で広く町民に成年後見制度を広報するほか、広報紙やホームページ等も活用し、制度の広報に取り組みます。
- ②講演会や研修会を開催するほか、地域での出前講座などに取り組みます。
- ③利用者が能力に応じて制度を利用することで制度のメリットを感じるように、後見類型だけでなく、保佐類型・補助類型の周知と、利用者の自分の意思を尊重する視点から、任意後見制度についての周知に取り組みます。

1-2 関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発

高齢者福祉、障害者分野で既に行われている会議（地域ケア会議、認知症初期集中支援チーム員会議、地域自立支援協議会、サービス担当者会議、個別支援会議など）を有効に活用し、制度の利用が見込まれる方には相談窓口となる中核機関を紹介するなど、相談機関へのパイプ役として活躍いただけるように関係者への啓発講座などの開催に取り組みます。

1-3 成年後見制度に関する相談窓口の設置

健康・子育て・福祉・介護の担当部署である保健福祉課（地域包括支援センター）において、相談機能の強化を図ります。行政等の職員では扱いが難しい専門的知見が必要な相談にも対応するため、専門職団体の協力をいただきます。

目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を行う地域全体の仕組みの構築を目指し、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えていきます。

2-1 関係機関の連携体制の構築

- ①権利擁護に関する支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に関わる身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを進めていきます。法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思をできる限り継続的に把握し、対応する仕組みづくりを目指します。
- ②地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、チームで検討するためのケース会議の開催や、多職種での地域課題の検討・調整・解決に向けての連携「協議会」を設置します。

2-2 中核機関の整備

- ①地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、ネットワーク内の司令塔としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持たせます。
- ②中核機関設置に向けて、(1) 広報機能、(2) 相談機能、(3) 成年後見制度利用促進機能、(4) 後見人支援機能、(5) 不正防止効果の5つの機能について、段階的・計画的に整備していきます。

《設置を予定している中核機関の概要》

【名称】久米南町成年後見支援センター（仮称）

【拠点】久米南町保健福祉課（地域包括支援センター）内

【設置主体】久米南町

【設置日】令和3年度内

2-3 成年後見人等候補者の調整

- ①専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）と連携し、財産管理だけでなく、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見人候補者の受任調整を行います。
- ②適切な支援方針や成年後見人等が決定されるように、本人の状況や意向に合わせた支援方針や成年後見人等候補者を調整して推薦する体制を整備します。

2-4 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業

- ①判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して、保健福祉課職員、福祉・医療関係者、専門職等が連携して、成年後見制度が必要な方を発見し、相談につなげ、町長申し立てに対応できる体制を構築します。
- ②後見人への報酬を負担することが困難な利用者のために、町が実施する成年後見制度利用支援事業の活用を進めていきます。

2-5 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続きや金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始にあたり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴があります。今後、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の対象者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へ円滑に移行できるように取り組んでいきます

目標3 担い手の支援を通じて、安心して制度が利用される仕組みづくり

後見人ひとりでは解決できない問題が発生することがあった場合に、本人を取り巻く関係者が連携しながら支援を行えるような体制の構築を図ります。

3-1 後見人等の支援と相談対応

- ①必要なケースについて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制をつくります。
- ②親族後見人が一人で悩まないように、日常的な相談に応じ、必要な場合は専門職や家庭裁判所から助言を受けて対応できる体制をつくります。また、必要な知識や情報を得られる研修会の開催に取り組みます。

3-2 成年後見制度利用支援事業の円滑な運用

申し立て費用や後見人等への報酬の助成制度の利用促進を図り、成年後見制度の円滑な利用を図ります。

3-3 不正防止の取組

- ①地域連携ネットワークやチームで本人と親族後見人等を見守り、支援していくことで、日常的に相談を受け、適切な支援ができる体制を整備し、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正の防止に取り組みます。
- ②成年後見人等が本人に対して経済的虐待や横領等の不正行為などの不適切な行為を把握した場合や情報提供を受けた時は、家庭裁判所等と連携し、適切な対応をとっていきます。
- ③後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金などを紹介し、制度の利用に対して住民に安心してもらえるように取り組みます。

※後見制度支援信託、後見制度支援預金、成年後見支援貯金とは

本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行に信託することや信用金庫等の支援預貯金口座に預け入れることで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度。

第 6 章 久米南町再犯防止推進計画

1 現状と課題

全国で刑法犯の検挙者数は平成 19 年以降毎年減少傾向にありますが、再犯者の占める割合（再犯者率）は約 50%で横ばい状態となっています。岡山県において刑法犯の認知件数は全国と同様、減少傾向にありますが、令和元年の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は 53.3%、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の割合である「再非行少年率」は 36.3%と、それぞれ全国の 48.8%、34.0%を上回っています。その他、岡山刑務所に入所した再犯者のうち、約 6 割が再犯時に無職状態であったなど、無職状態を解消することが犯罪や非行の繰り返しを防ぐ大きな課題の一つとなっていることが認められます。

このため、犯罪や非行をした人が、町民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として定職に就き、住居を定め、生活していくことができれば、犯罪等の未然防止に有効であり、やがては安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を可能とすると考えます。

そのためには、多様化が進む社会で犯罪や非行をした人を排除したり、孤立させたりするのではなく、再び社会を構成する一員になることができるよう、町、刑事司法関係機関、民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら息の長い支援を進めていく必要があります。

2 地方再犯防止推進計画の策定

このような中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、そこでは再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。

そして、平成 29 年 12 月、国が「再犯防止推進計画」を策定し、それを受け平成 31 年 3 月に「岡山県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においては、「第 3 期久米南町地域福祉計画第 6 章」を再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置付け、地域福祉計画と一体的に安全で安心して暮らせる社会を実現するために、再犯防止施策の推進に取り組みます。

3 再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況

※令和2年度再犯防止推進白書（法務省）より

①刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（令和元年）

刑法犯検挙者数	再犯者数	再犯者率
192,607人	93,967人	48.8%

②新受刑者数中の再入者数、再入者率（令和元年）

新受刑者数	再入者数	再入者率
17,464人	10,187人	58.3%

③出所受刑者の2年以内再入者数、2年以内再入率（平成30年）

2年以内再入者数	2年以内再入率
3,396人	16.1%

④主な罪名別2年以内再入率（平成30年）

覚醒剤取締法違反	性犯罪	傷害・暴行	窃盗
16.0%	8.4%	16.7%	21.8%

⑤特性別（65歳以上高齢者・女性・少年）2年以内再入率（平成30年）

高齢	女性	少年
20.4%	11.7%	9.7%

⑥刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち就職した人の数、その割合（令和元年度）

支援の対象者	就職した人の数	就職した人の割合
7,411人	3,722人	50.2%

⑦協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数等（令和元年）

協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者数等
23,316社	1,556社	2,231人

⑧保護観察終了時に無職である人の数、その割合（令和元年）

保護観察終了者	無職である人	無職である人の割合
26,184 人	5,444 人	21.3%

⑨刑務所出所時に帰住先がない人の数、その割合（令和元年）

刑務所出所者総数	帰住先がない人の数	帰住先がない人の割合
19,993 人	3,380 人	16.9%

⑩更生保護施設及び自立準備ホームで一時的に居場所を確保した人の数
（令和元年度）

更生保護施設	自立準備ホーム	合計
9,789 人	1,709 人	11,498 人

4 関係団体等との連携

本町では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア団体である保護司会をはじめ、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体である更生保護女性会等の活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

さらに、これらの再犯防止に取り組んでいる関係団体と警察、その他の関係機関との円滑な連携を図り、地域社会での継続的な支援など再犯防止に向けた取り組みを進める必要があります。

《再犯防止に取り組んでいる関係団体別の活動状況等（令和3年1月1日現在）》

団体等の名称	活動状況等
保護司会	犯罪や非行をした人の生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や就学、就職支援にあたるほか、矯正施設等から社会復帰をした人がスムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先等の環境の調整や相談を行っています。また、犯罪防止活動として社会を明るくする運動の推進及び町内小中学校との連携を図っています。 本町では6名の保護司が活動しています。
更生保護女性会	犯罪や非行をした人の更生に協力・支援することで、地域社会から再犯や再非行をなくし、また、未然防止のために更生保護についての啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、社会福祉の増進に寄与することを目的に活動しているボランティア団体です。 本町では63名が会員として活動しています。
協力雇用主会	犯罪・非行の前歴があるために就労が困難である刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主の方々です。 岡山県内に241社登録があり、町内では1社が登録を行っています。

5 施策の方向性

安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、一方で、犯罪や非行をした人を社会から孤立させるのではなく、地域社会の一員として受け入れることができる社会であることも必要です。

そのためには、犯罪や非行をした人の更生について町民の理解を得るための広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至るケースがありますが、その大きな要因として、就労を希望しても思うように定職に就くことができないことが挙げられます。このことは、岡山刑務所に入所した人のうち約7割が犯行時に無職であったことや、仕事に就いていない人の再犯率が仕事に就いている人の再犯率の約3倍となっていることにも表れています。

この他にも、帰住先（住まい）がないことも、社会復帰後の生活を困難にしている要因であることがうかがえます。

これらのことから犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として、次のような施策の方向性を定めます。

1. 就労・住居の確保等
2. 保健医療・福祉サービス等の利用促進
3. 学校等と連携した修学支援の実施等
4. 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等
5. 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進等

6 今後の取り組み

項目	取組内容
就労・住居の確保等	<ul style="list-style-type: none">・ハローワークや支援関係機関等のさまざまな社会資源を活用して必要な支援を行います。・犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、町営住宅への入居について配慮し、広報紙等を活用して募集状況などについて情報提供を行います。・社会復帰を目指しているが、就労が困難であるなどの理由により生活困窮に陥っている場合には、社会福祉協議会を通じて貸付制度などを紹介します。

<p>保健医療・福祉サービス等の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪や非行をした人の受入体制の協議などを行うため、矯正施設や保護観察所等との連携を推進します。 ・ 犯罪や非行をした人のうち、高齢や障害等により保健医療・福祉の支援を必要とする人等に対して、必要とする情報を提供し、保健医療・福祉サービスにつなげ、地域において自活した生活を可能とするために、関係機関・団体との連携を図ります。
<p>学校等と連携した修学支援の実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育では道徳科でも法を守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行為をしようとする内面の力を育てる教育を行っています。 ・ 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。 ・ 児童生徒の非行や犯罪被害の未然防止に係る情報共有を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置するとともに、保護者への支援を行う家庭教育支援チームも含めて、学校内外の連携を促進します。 ・ 児童生徒が相談しやすい環境を作るために、学校だけでなくさまざまな相談窓口等の情報を提供します。
<p>犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止のための支援を効果的に行うためには、犯罪や非行をした人の経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を把握した上で、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関して情報共有を行い、役割を分担しながら取り組みます。 ・ 非行に陥った少年等の中には、発達上の課題を有し、指導の内容の理解に時間を要したり、特別な措置を必要としたりする人が存在します。そのような人は、児童福祉関係機関に継続歴がある人や、発達障害等の障害を有している場合も少なくありません。そこで、児童相談所や学校、その他子どもの支援に関わる関係機関等の連携を強化し、ケース検討会を適時適切に実施するなど、きめ細やかな支援を実施します。
<p>民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止や更生保護に関する理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」のほか、7月の再犯防止啓発月間には広報活動を強化します。 ・ 更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。

《久米南町再犯防止推進計画の策定に向けた意見聴取》

久米南町再犯防止推進計画（各論・第6章）の策定にあたり、次の関係機関・団体等から同計画について意見をいただきました。

機関・団体等の名称
久米地区保護司会久米南支部
久米南町更生保護女性会
岡山県美咲警察署
岡山保護観察所
更生保護施設 美作自修会

第7章 計画の推進にむけて

1 計画の周知

本計画及び計画の実施状況に係る情報は、広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、広く町民への周知を図ります。

2 連携・協働による地域福祉の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と行政、社協が連携して対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、医療・福祉関係者、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

資料編

1 久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1) 久米南町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成21年10月9日

告示第83号

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第107条の規定に基づく久米南町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く町民の意見を反映させるため、久米南町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長になる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(2) 久米南町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、久米南町に暮らす誰もが安心していきいきと豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて、久米南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民や関係機関と連携してさまざまな福祉活動を行うための地域福祉活動計画を策定することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、久米南町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画の推進状況の評価に関すること。

(3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 策定委員は、15名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) 久米南町社協福祉委員の代表者
- (5) その他本会会長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 この策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 1 委員長は、策定委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第8条 策定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 策定委員会に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要なことは、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 最初に招集される策定委員会は、第 6 条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

(2) 策定委員会委員名簿

■久米南町地域福祉計画（町）

所属機関名	役職名	氏名
久米南町介護サービス事業所	代 表	池本 大二
久米南町民生委員児童委員協議会	会 長	○磯山 邦子
久米南町老人クラブ連合会	会 長	磯山 守
久米南町ふれあいの会	会 長	川上 恵美子
久米南町身体障害者福祉協議会	会 長	岸本 道雄
久米南町婦人協議会	会 長	木多 敏江
久米南町愛育委員会	会 長	北川 眉美
ゆずっこクラブ	会 長	坂下 美香
久米南町社会福祉協議会福祉委員	代 表	竹島 智子
地域福祉推進団体	役 員	谷口 昭夫
久米南町社会福祉協議会	事務局長	福田 美子
久米南町自治会連合会	会 長	◎政近 剛
保健師	代 表	三木 真由美

13名（氏名五十音順・敬称略）

◎：委員長、○：副委員長

■久米南町地域福祉活動計画（社協）

所属機関名	役職名	氏名
久米南町介護サービス事業所	代 表	池本 大二
久米南町民生委員児童委員協議会	会 長	○磯山 邦子
久米南町老人クラブ連合会	会 長	磯山 守
久米南町ふれあいの会	会 長	川上 恵美子
久米南町身体障害者福祉協議会	会 長	岸本 道雄
久米南町婦人協議会	会 長	木多 敏江
久米南町愛育委員会	会 長	北川 眉美
ゆずっこクラブ	会 長	坂下 美香
久米南町社会福祉協議会福祉委員	代 表	竹島 智子
地域福祉推進団体	役 員	谷口 昭夫
久米南町自治会連合会	会 長	◎政近 剛
保健師	代 表	三木 真由美
久米南町保健福祉課	課 長	森尾 壮一

13名（氏名五十音順・敬称略）

◎：委員長、○：副委員長

2 計画策定経過

令和2年	8月～10月	住民意識アンケート調査の実施
	12月9日	久米南町地域福祉推進会議
令和3年	1月15日	第1回久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長選出 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 ・第2期計画の進捗状況について ・アンケート調査、地域福祉推進会議の報告 ・第3期計画基本理念について
	3月4日～ 3月25日	パブリックコメント
	3月24日	第2回久米南町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について



第3期久米南町地域福祉計画

久米南町地域福祉活動計画



発行日：令和3年3月

発行者：久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

TEL 086-728-4411

ホームページ <https://www.town.kumenan.lg.jp/>

久米南町社会福祉協議会

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削515-1

TEL 086-728-2000

ホームページ <http://kumenansyakyo.jp/>

